

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

被告人 A の弁護人居谷隆信の上告趣意第一点について。

原判決の維持した第一審判決が証拠に採用していない被告人 A の司法警察員 B に対する供述調書と同判決が証拠に採用している同被告人の検察官石角一夫に対する第一回各供述調書が近接した日に作成されていることは、所論のとおりである。しかし記録によれば、この点については第一審公判で右 A 被告人が、泉大津市警察署で刑事から無理な取調をされた旨の供述をしているだけで、その他にこれを支持する証拠はなく、所論相被告人 C の第一審公判における供述及び第一審証人 D の公判外における証言が、措信できないことは、原判決の説示するところであり、右司法警察員に対する供述が、強制、拷問によつてなされた事実は、これを認めるべき証跡がない。そして A 被告人の検察官に対する第一、二回各供述調書記載の供述が所論のような被強制情況のもとで真実に反してなされたものであるという事実も記録上認めることができない。されば所論違憲、違法の論旨は、前提を欠き採用できない。

同第二点について。

刑訴三二一条一項二号但書の規定により、検察官の面前における供述を録取した書面を証拠とするにあたつて、該書面の供述が公判準備又は公判期日における供述よりも信用すべき特別の情況が存するか否かは、結局事実審裁判所の裁量にまかされていると解するのが相当であることは、当裁判所の判例とするところである（昭和二六年（あ）一一一號同年一一月一五日第一小法廷判決、集五巻一二号二三九三頁）。そして「信用すべき特別の情況」の存否の判断については、必ずしも特段の証拠調を要するものではなく、また、これが判断を判文に示す必要もないから、

第一審の審理判決に所論のような違法があるとはいえない。なお、第一審裁判所は所論検察官作成の供述調書の供述人 E を、公判廷外において証人として A 被告人立会の下に尋問し、同被告人にも同証人を審問する機会を十分に与えていること、記録上明らかであるから居谷弁護人の控訴趣意第二点に対する原判決の説示が憲法三七条二項の法意に反するものとは認められない。論旨中違憲をいう点はその実質は訴訟法の解釈に誤ありとするに帰し、上告適法の理由とならず、論旨はすべて採用できない。

同第三点は、事実誤認、訴訟法違反、経験則違反の主張を出でず、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。（第一審判決判示冒頭及び第一の事実は、同判決拳示の諸調書、写真撮影供述書、鑑定人 F 作成の G 鑑定書、鑑定報告書、同鑑定の件と題する書面及び領置にかかる出刃庖丁一挺の存在によりこれを認めることができる。）

被告人 A の弁護人岡田善一の上告趣意第一点は、訴訟法違反、事実誤認の主張を出でないものであり（所論被告人 A の検察官に対する第一回供述調書が証拠能力及び証拠価値を有することは、前記のとおりであり、E の検察官に対する第三、四回各供述調書が、誘導によりなされた事実は、記録上認めることができない。）同第二点は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の適法な上告理由にあたらない。

被告人 C の弁護人和島岩吉の上告趣意第一点について。

原判決の維持した第一審判決が、判示第二事実につき拳示している証拠のうち、D の検察官に対する第一回供述調書、証人 H に対する尋問調書、I の検察官に対する第一回供述調書、E の検察官に対する第三回供述調書、及び同人の検察官に対する第四回供述調書によれば、C 被告人が右刺身庖丁を同判示第二の犯行の用に供したことを見定するに十分であり、右刺身庖丁は順次 C 被告人、第三者二名、所有者の手を経てこれを鑑定に供したものであることを認められるから、第一審判決は所

論鑑定人F作成の鑑定報告書中の刺身庖丁に「血痕附着せず」との鑑定結果を措信することができないとして採用しなかつたものであること明らかである。従つて同判決の右証拠の取捨選択が論理法則、経験法則に反するものということはできない。してみれば、論旨は、判例違反をいうが、和島弁護人の論旨第一点に対する原判決の説示は相当であつて所論の判例と相反する判断をしていないこと明らかであり、所論は前提を欠き上告適法の理由とならない。

同第二点は、理由不備、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない（なお、論旨一、（イ）が上告趣意として控訴趣意書を援用するというだけであるのは不適法であること昭和二五年（あ）一二二〇号同年一〇月一二日第一小法廷決定、集四巻一〇号二〇八四頁により当裁判所の判例とせられるところである）。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三一年一一月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	島			保
裁判官	小	林	俊	三